

# 大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書

平成26年10月2日  
鹿屋市・南大隅町

## 大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書

鹿屋市（以下「甲」という。）と南大隅町（以下「乙」という。）は、平成21年10月6日に締結した大隅定住自立圏の形成に関する協定書の一部を次のように変更する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

### 別表第1（第3条関係）

#### ア 医療

| 取組             | 取組の内容                            | 甲の役割   | 乙の役割   |
|----------------|----------------------------------|--|--|
| 1 圏域医療体制の充実・確保 | (1) 圏域の医療体制の充実に向け、医師確保等の取組を推進する。 | (1) 乙及び関係機関と連携して大隅4市5町保健医療推進協議会を設置し、産科医を始めとする専門医師等の確保など、圏域の医療体制の維持・充実に向けた取組を推進する。<br><br>(2) 鹿児島県、鹿児島県医師会、大学医局等、医師の派遣等に係る諸関係機関との調整を行う。 | (1) 甲及び関係機関と連携して大隅4市5町保健医療推進協議会に参画し、専門医師等の確保など、圏域の医療体制の維持・充実に向けて協力する。<br><br>(2) 乙の地域の医師会等、関係機関との必要な調整を行う。 |
|                | (2) 圏域の救急医療体制を維持・確保するため、大隅広域夜間   | (1) 圏域の救急医療体制を維持・確保するため、大隅広域夜間急病センターの運営を行う。<br><br>(2) 大隅広域夜間急病セ   | (1) 乙の住民の利用に供するため、大隅広域夜間急病センターの運営に必要な経費を受益に応じて負担   |

|                     |  |  |   |
|---------------------|--|--|---|
|                     | <p>急病センター及び救急医療電話相談センターを圏域市町が連携して運営する。</p>     | <p>センターの円滑な運営に資するため、運営協議会を設置し、運営する。</p>  | <p>する。<br/>(2) 甲が設置する運営協議会に参画する。</p>      |
| <p>2 救急医療受診の適正化</p> | <p>(1) 圏域の救急医療体制を維持するため、救急医療機関の適正受診の啓発を図る。</p> | <p>(1) 乙及び関係機関と連携し、救急医療機関の適正受診の啓発を行う。<br/>(2) 特に圏域内全体から受診が集中する甲の区域内の主要な病院等と連携した適正受診の啓発を実施する。</p> | <p>(1) 甲及び関係機関と連携し、救急医療機関の適正受診の啓発を行う。</p> |

## イ 福祉

| 取組                        | 取組の内容  | 甲の役割   | 乙の役割  |
|---------------------------|--|--|---|
| <p>1 認知症高齢者に係る支援体制の整備</p> | <p>(1) 圏域内の高齢者が安心して暮らせるように、関係機関と連携し、認知症高齢者に対する支援体制を整備する。</p> | <p>(1) 乙及び関係機関と連携し、認知症高齢者及び介護者への支援体制を構築する。<br/>(2) 乙及び医師会等と連携し、在宅医療の推進を図る。</p> | <p>(1) 甲及び関係機関と連携し、認知症高齢者及び介護者への支援体制を構築する。<br/>(2) 甲及び乙の地域の医師会等と連携し、在宅医療の推進を図る。</p> |

ウ 産業振興

| 取組          | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割   |
|-------------|---|---|--|
| 1 大隅ブランドの確立 | (1) 全国でも有数の生産量を誇る地元農林水産物等やその加工品の地域ブランド化に取り組み、大隅ブランドの確立による地域経済の活性化を図る。 | (1) 乙及び関係機関と連携し、ブランド認証制度等を構築する。<br>(2) 乙及び関係機関と連携し、大隅ブランドのPR活動、販路開拓等を推進する。<br>(3) 甲の区域内の大隅ブランド認定製品の生産を振興するとともに、大隅ブランドにふさわしい製品の生産及び大隅加工技術拠点施設を活用した商品開発を支援する。 | (1) 甲及び関係機関と連携し、大隅ブランドのPR活動、販路開拓等を推進する。<br>(2) 乙の区域内の大隅ブランド認定製品の生産を振興するとともに、大隅ブランドにふさわしい製品の生産及び大隅加工技術拠点施設を活用した商品開発を支援する。 |
| 2 6次産業化の推進  | (1) 圏域の基幹産業であり、全国有数の生産高となっている第1次産業の所得向上と産品の高付加価値化を図る6次産業化を推進するとと      | (1) 乙及び関係機関と連携し、6次産業化を推進するための支援体制を強化する。<br>(2) 大隅加工技術拠点施設と連携し、甲の区域内の第1次産品を活用した6次産業化を推進する。<br>(3) 圏域内の第1次産品を甲の区域内において加工、製造する事業者                              | (1) 甲及び関係機関と連携し、6次産業化を推進するための支援体制を強化する。<br>(2) 大隅加工技術拠点施設と連携し、乙の区域内の第1次産品を活用した6次産業化を推進する。                                |

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
|          | <p>もに、食品加工業等の起業、立地を促進する。</p>                                      | <p>を支援する。</p> <p>(4) 大隅加工技術拠点施設を核とした、事業者、研究機関等の圏域内への立地を促進する。</p>  |   |
| 3 畜産業の振興 | <p>(1) 畜産農家の規模拡大や高齢化の進行に対応し、粗飼料生産に係る作業の外部化による効率的な飼料生産体制を確立する。</p> | <p>(1) コントラクター組織及びでん粉かす、甘しょ茎葉等の未活用資源を有効活用するTMRセンターを支援する。</p> <p>(2) 甲の区域内の農家に対し、当該コントラクター組織の利用を促進する。</p> <p>(3) 乙と連携して水田の転作作物として、飼料稲の生産を振興する。</p> | <p>(1) 乙の区域内の農家に対し、当該コントラクター組織の利用を促進する。</p> <p>(2) 甲と連携して水田の転作作物として、飼料稲の生産を振興する。</p> <p>(3) (1)及び(2)を推進するに当たり、必要な経費を負担する。</p> |
|          | <p>(2) 酪農家の規模拡大や高齢化の進行に対応し、粗飼料生産に係る作業の外部化による効率的な飼料生産体制を確立する。</p>  | <p>(1) 酪農家の粗飼料生産受託事業を広域で行う、鹿屋市酪農コントラクター事業組合を支援する。</p> <p>(2) 甲の区域内の酪農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合に粗飼料生産委託を行う大隅広域酪農コントラクター利用組合への加入を促進する。</p>              | <p>(1) 乙の区域内の当該利用組合員以外の農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合の利用を促進する。</p> <p>(2) (1)を推進するに当たり、必要な経費を負担する。</p>                                |

|            |  |  |   |
|------------|--|--|---|
|            |  | (3) 甲の区域内の当該利用組合員以外の農家に対し、鹿屋市酪農コントラクター事業組合の利用を促進する。  |   |
|            | (3) 家畜の防疫体制の整備・強化により家畜伝染病の侵入・蔓延を防止する。          | (1) 乙及び関係機関と連携し、家畜伝染病の発生時における圏域への侵入及び蔓延の防止対策を行う。<br>(2) 関係機関と連携し、甲の区域の畜産農家における衛生管理の向上を図る。  | (1) 甲及び関係機関と連携し、家畜伝染病の発生時における圏域への侵入及び蔓延の防止対策を行う。<br>(2) 関係機関と連携し、乙の区域の畜産農家における衛生管理の向上を図る。   |
| 4 鳥獣害対策の推進 | (1) 有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。 | (1) 乙及び関係機関等と連携し、有害鳥獣駆除実施情報、捕獲状況、モデル的な有害鳥獣対策の実施状況及び取組等の効果的な対策を講ずるための体制を構築し、被害防止対策に取り組む。<br>(2) 圏域内の市町境を越える有害鳥獣被害に対応するために必要な調整を行う。<br>(3) イノシシ肉等を使用したジビエ料理、加工 | (1) 甲及び関係機関等と連携し、有害鳥獣駆除実施情報、捕獲状況、モデル的な有害鳥獣対策の実施状況及び取組等の効果的な対策を講ずるための体制を構築し、被害防止対策に取り組む。<br>(2) 圏域内の市町境を越える有害鳥獣被害に対応するため、乙の区域内の猟友会等と調整を行う。 |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | 品等の開発を支援し、<br>圏域全体で捕獲される<br>有害鳥獣の有効活用を<br>促進する。 |  |
|--|--|---|--|

エ エネルギー

| 取組                              | 取組の内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---------------------------------|---|---|---|
| 1 再生<br>可能エ<br>ネルギー<br>導入<br>促進 | (1) 地域資源<br>を活用した<br>再生可能エ<br>ネルギーの<br>導入を促進<br>し、地域経済<br>活性化を図<br>る。 | (1) 乙及び関係他市町と<br>連携し、再生可能エネ<br>ルギーを活用した地域<br>主導型の事業の検討を<br>行うとともに、再生可<br>能エネルギー関連産業<br>の創出及び圏域内への<br>誘致を行う。<br><br>(2) 甲の区域の公共施設<br>等への再生可能エネ<br>ルギーの導入を推進す<br>る。 | (1) 甲及び関係他市町<br>と連携し、再生可能<br>エネルギーを活用し<br>た地域主導型の事業<br>の検討を行うととも<br>に、再生可能エネ<br>ルギー関連産業の創出<br>及び圏域内への誘致<br>を行う。<br><br>(2) 乙の区域の公共施<br>設等への再生可能エ<br>ネルギーの導入を推<br>進する。 |

オ 教育文化

| 取組  | 取組の内容  | 甲の役割   | 乙の役割  |
|---|--|--|---|
| 1 図書<br>館ネッ<br>トワー<br>クシス<br>テム(以<br>下「図書 | (1) 圏域内の<br>図書館を相<br>互利用する<br>ことにより、<br>住民の利便<br>性向上を図 | (1) 利用登録、貸出等の<br>共同運用を乙及び連携<br>市町で行う。<br><br>(2) 図書館システムの構<br>築に関する費用及び甲<br>の図書館等における図 | (1) 利用登録、貸出等<br>の共同運用を甲及び<br>連携市町で行う。<br><br>(2) 乙の図書館等にお<br>ける図書館システム<br>用端末機器の設置・ |

|                          |           |  |  |
|--------------------------|-----------|--|--|
| <p>館システム」という。)の構築・運用</p> | <p>る。</p> | <p>書館システム用端末機器の設置・保守に必要な費用を負担する。</p> <p>(3) 図書館システムの運用に関し必要となる応分の費用を負担する。</p> <p>(4) 図書館システムの運用に必要な利用者情報、図書情報等の登載、管理及び保守を行うとともに、インターネット予約等による他館等への貸出業務を行う。</p> <p>(5) 図書館システムの運用を円滑に行うため、運営協議会を設置し、運営する。</p> | <p>保守に必要な費用を負担する。</p> <p>(3) 図書館システムの運用に関し必要となる応分の費用を負担する。</p> <p>(4) 図書館システムの運用に必要な利用者情報、図書情報等の登載、管理及び保守を行うとともに、インターネット予約等による他館等への貸出業務を行う。</p> <p>(5) 運営協議会へ参画する。</p> |
|--------------------------|-----------|--|--|

別表第2 (第3条関係)

ア 地域公共交通

| 取組                              | 取組の内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|---------------------------------|---|--|--|
| <p>1 交流人口の増加のための交通ネットワークの構築</p> | <p>(1) 九州新幹線の全線開業による誘客効果を大隅地域へ導入するとともに、大隅地域住民の県</p> | <p>(1) 鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バス(以下「直行バス」という。)の運行を行うとともに、乙と連携して利用を促進する。</p> <p>(2) 乙及び関係他市町と共同して直行バスと甲</p> | <p>(1) 甲と連携して、甲が運行する直行バスの利用を促進する。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町と共同して直行バスと甲乙間を結ぶ路線バスの接続を調整し、利用者の利便性</p> |



|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>都鹿児島市への交通の利便性の向上を図るバスネットワークを構築し、運営する。</p> | <p>乙間を結ぶ路線バスの接続を調整し、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>(3) 乙及び関係他市町と共同して廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する。</p> <p>(4) 直行バス、鹿児島空港直行バス（以下「空港バス」という。）、圏域の路線バス等の結節点となる鹿屋市中心部のバス待合施設の機能充実を図り、乙及び関係他市町と共同して観光、イベント、交通情報等の提供を行う。</p> <p>(5) 乙及び関係他市町と共同し、直行バス及び空港バス利用者へ広域観光及びイベントの情報を提供するため、バス運行事業者等との調整を行う。</p> | <p>の向上を図る。</p> <p>(3) 甲及び関係他市町と共同して廃止路線代替バス及び生活交通路線の運行を維持する。</p> <p>(4) 甲及び関係他市町と共同して甲のバス待合施設を活用した観光、イベント、交通情報等の提供を行う。</p> <p>(5) (1)から(4)までを推進するに当たり、必要な経費を負担する。</p> <p>(6) 甲及び関係他市町と共同し、直行バス及び空港バス利用者へ広域観光及びイベントの情報を提供する。</p> |
| <p>(2) 東九州自動車道の開通による県外からの誘客の促進及</p>          | <p>(1) 東九州自動車道の開通効果を圏域全体で享受し、交流人口の増加を図るため、鹿屋市と福岡を結ぶ高速バスの</p>  | <p>(1) 甲及び関係他市町と共同し高速バスの運行を支援する。具体的な支援に当たり、乙の費用負担が</p>  |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>び圏域住民の利便性の向上を図るため、福岡への高速バスの導入に向けて検討する。</p>  | <p>導入を検討する。</p> <p>(2) 高速バスの導入に必要な費用を負担するとともに、バス運行事業者等の関係機関と、必要な調整を行う。</p> <p>(3) 乙及び関係他市町と共同し、高速バスを利用した誘客の取組を推進する。</p>   | <p>発生する場合は別に協議して定める。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町と共同し、高速バスを利用した誘客の取組を推進する。</p>   |
| <p>(3) 圏域の物流、交流を支えるフェリーさんふらわあ大阪志布志航路(以下「さんふらわあ」という。)及び山川根占フェリー等の海上交通の利用を促進し、運行を維持する。</p> | <p>(1) 乙及び関係他市町と共同し、鹿児島県等関係機関との連携の下、大隅総合開発期成会を通じてさんふらわあの利用を促進する。</p> <p>(2) 乙及び関係他市町と共同し、さんふらわあを利用したスポーツ合宿等の交流を促進する。</p> <p>(3) 乙及び関係他市町と共同し、鹿児島県等関係機関との連携の下、大隅総合開発期成会を通じて山川根占フェリーの利用を促進する。</p> | <p>(1) 甲及び関係他市町と共同し、鹿児島県等関係機関との連携の下、大隅総合開発期成会を通じてさんふらわあの利用を促進する。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町と共同し、さんふらわあを利用したスポーツ合宿等の交流を促進する。</p> <p>(3) 甲及び関係他市町と共同し、鹿児島県等関係機関との連携の下、大隅総合開発期成会を通じて山川根占フェリーの利用を促進する。</p> |

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

| 取組          | 取組の内容                                     | 甲の役割   | 乙の役割  |
|-------------|---|--|---|
| 1 圏域への誘客の促進 | (1) 大隅広域観光開発推進会議を通じて圏域への更なる誘客促進及び観光PRを行う。 | (1) 乙と連携し、大隅広域観光開発推進会議を通じて北部九州地区、関西地区等での観光物産フェア、キャンペーン等を実施する。<br>(2) 乙と連携し、東九州自動車道、さんふらわあ、九州新幹線等を活用し、また圏域内における運動施設や宿泊施設、観光資源その他付随する各種情報を有機的に結びつけて、スポーツ合宿や教育旅行等の誘致を促進する。<br>(3) 乙と連携し、地域資源を活かした体験型観光の推進を図る。<br>(4) 圏域の観光案内等の情報発進の充実を図るとともに、観光客の利便性を高めるために圏域のイメージを統一した看板等の作成を行う。 | (1) 甲と連携し、大隅広域観光開発推進会議を通じて北部九州地区、関西地区等での観光物産フェア、キャンペーン等を実施する。<br>(2) 甲と連携し、東九州自動車道、さんふらわあ、九州新幹線等を活用し、また圏域内における運動施設や宿泊施設、観光資源その他付随する各種情報を有機的に結びつけてスポーツ合宿や教育旅行等の誘致を促進する。<br>(3) 甲と連携し、地域資源を活かした体験型観光の推進を図る。 |
|             | (2) 大隅広域                                  | (1) 乙及び関係機関と連  | (1) 甲及び関係機関と  |

|             |  |   |  |
|-------------|--|---|--|
|             | 観光開発推進会議を通じて地域の特性を生かした観光商品の開発を推進する。                | 携し、滞在交流型観光商品の開発、広域観光コースを確立する。   | 連携し、観光資源の有効活用を図り、滞在交流型観光商品の開発、広域観光コースの立案等を行う。  |
| 2 定住、移住促進   | (1) 圏域への定住・移住を促進するため、連携して定住促進等の取組を行い、都市部への情報発信を行う。 | (1) 乙及び関係他市町と連携して圏域への定住・移住の促進に取り組む。<br>(2) 乙及び関係機関と連携し、圏域の豊かな自然環境や景観、イベントなどを圏域外に広くPRする。<br>(3) 圏域内に居住し活動する地域おこし協力隊等のネットワークを構築し、活動を支援するとともに、圏域一体となった情報発信を行う。 | (1) 甲及び関係他市町と連携して圏域への定住・移住の促進に取り組む。<br>(2) 甲及び関係機関と連携し、圏域の豊かな自然環境や景観、イベントなどを圏域外に広くPRする。<br>(3) 乙の区域内に居住し活動する地域おこし協力隊等を甲が構築するネットワークに参加させ、地域おこし協力隊等相互の連携を促進するとともに、圏域一体となった情報発信を行う。 |
| 3 高規格道路等の整備 | (1) 圏域内外を結ぶ高規格道路等の                                 | (1) 乙及び関係他市町と連携し、圏域内外を結ぶ東九州自動車道や大   | (1) 甲及び関係他市町と連携し、圏域内外を結ぶ東九州自動車   |

|     |   |  |   |
|-----|---|--|---|
| 備促進 | 整備促進や、域内主要幹線道路等の整備を連携して推進し、物流の円滑化や生活の利便性向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。 | <p>隅縦貫道、大隅横断道、都城志布志道路など高規格道路や国道、県道等の主要幹線道路の整備を促進するため、大隅総合開発期成会等を通じた要望活動及び環境整備に取り組む。</p> <p>(2) 乙及び関係他市町と連携し、市町界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進し、域内の交通の円滑化を図る。</p> | <p>道や大隅縦貫道、大隅横断道、都城志布志道路など高規格道路や国道、県道等の主要幹線道路の整備を促進するため、大隅総合開発期成会等を通じた要望活動及び環境整備に取り組む。</p> <p>(2) 甲及び関係他市町と連携し、市町界及び圏域内の生活幹線道路、橋梁等の整備を推進し、域内の交通の円滑化を図る。</p> |
|-----|---|--|---|

別表第3（第3条関係）

ア 圏域内市町の職員等の交流

| 取組                           | 取組の内容                                      | 甲の役割                           | 乙の役割                           |
|------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 広域の計画策定や研修を通じた圏域内市町職員の交流の促 | (1) 圏域内の市町職員の広域的視点でのマネジメント能力の強化及び連携の促進を図る。 | (1) 乙と連携し、圏域内における人事交流について検討する。 | (1) 甲と連携し、圏域内における人事交流について検討する。 |
| 流の促                          | (2) 圏域内の                                   | (1) 乙と連携し、合同で                  | (1) 甲と連携し、合同                   |

|   |   |                               |               |
|---|---|-------------------------------|---------------|
| 進 | 市町職員間において、共通する行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展を目指すとともに、当該職員の能力向上を図る。 | の職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。 | での職員研修等を実施する。 |
|---|---|-------------------------------|---------------|

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成26年10月2日

甲 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市  
市長 中西 茂



乙 肝属郡南大隅町根占川北226番地  
南大隅町  
町長 森田 俊彦

